

# 令和7年度 さいたま市スポーツ少年団大会 《 開催要項基準 》

## 1 目的

スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図るとともに、青少年にスポーツを振興し心身の健全な育成に資することを目的とする。

## 2 主催

さいたま市 公益財団法人さいたま市スポーツ協会 さいたま市スポーツ少年団

## 3 主管

さいたま市スポーツ少年団各種目別部会

## 4 協賛

必要に応じて、主管団体が定めることができる。

## 5 大会名称

「さいたま市スポーツ少年団大会」に部会設定の大会名称を続けて表記したものとする。

## 6 日程

令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、開催初日が前年度となる場合は、あらかじめ事務局と協議するものとする。

## 7 会場

さいたま市営各競技場、及び各主管団体が定めた会場

## 8 対象事業

対象事業は各種目別部会年間1大会とする。

## 9 決定方法

対象事業の決定方法は次のとおりとする。

- (1) さいたま市スポーツ少年団種目別部会（以下、「部会」）が「実施計画書（様式第1号）」及び「実施計画書（利用施設）（様式第1-1号）」を、さいたま市スポーツ少年団本部長（以下、「本部長」）に提出する。
- (2) 本部長は提出のあった事業に関して審査し、開催の適否を決定し、「開催決定・不決定通知書（様式第2号）」を部会に通知する。
- (3) 部会は当該事業が完了したときは、「実施報告書（様式第3号）」及び「収支決算書（様式3-1号）」を、本部長に提出しなければならない。
- (4) 開催が決定した事業について変更等（本部長が認める軽微な変更を除く。）が生じた場合、部会は速やかに「変更等申請書（様式第4号）」を本部長に提出しなければならない。本部長は内容を審査し、「変更等承認・不承認通知書（様式第5号）」を部会に通知する。

10 参加対象

さいたま市スポーツ少年団登録団所属団員、又は主管部会が定めた者。

11 定 員

必要に応じて各主管部会が定めることができる。

12 申 込

各主管部会が定めた申込先及び申込方法による。

13 競技方法

各主管部会が定めた競技方法による。

14 表 彰

- (1) 個人競技・団体競技 1位～3位に賞状を授与。
- (2) 各部会に優勝カップ（持回り）

15 開催要項共通記載事項

次に掲げる事項は開催要項に共通で表記する。

- (1) 大会名称は各部会で定めた大会名に、「さいたま市スポーツ少年団大会」の冠を付けるものとする。
- (2) 主催は「さいたま市 公益財団法人さいたま市スポーツ協会 さいたま市スポーツ少年団」と表記する。
- (3) 主管は「さいたま市スポーツ少年団〇〇〇部会」と表記する。

16 注意事項

申請後に該当大会を変更することはできない。